会 議 録

会議の名称	令和6年度第3回所沢市国民健康保険運営協議会				
開催日時	令和6年7月31日(水)午後1時30分~2時45分				
開催場所	所沢市役所 高層棟 6 階 604 会議室				
出席者の氏名	(別紙委員出欠席表のとおり)				
欠席者の氏名	(別紙委員出欠席表のとおり)				
説明者の職・氏名					
議 題	(1)令和5年度所沢市国民健康保険特別会計決算の概要について (2)全員協議会における質疑概要について (3)その他				
会 議 資 料	 (1)会議次第 (2)資料1 令和5年度所沢市国民健康保険特別会計決算(案) (3)資料2 国民健康保険特別会計収支状況 (4)資料3 国民健康保険 被保険者数(年間平均)・保険給付費・国民健康保険税の推移 (5)資料4 令和5年度所沢市国民健康保険特別会計剰余金の扱いについて (6)資料5 令和6年度第2回全員協議会報告 (7)資料6 税率案の提示について、第2回運営協議会における意見に関して 				
担 当 部 課 名	健康推進部長 越智三奈子 健康推進部次長 小山 貴之 収税課長 近藤 敦志 国民健康保険課長 石川 純也 国民健康保険課主幹 遠藤 康代 収税課主幹 青木 健太郎 国民健康保険課 主査 水口 文枝、主査 敦賀 直幸、主査 高橋 大輔 主査 岡沢 健介、主任 高橋 愛美、主任 矢澤 沙季 主任 齋藤 雄司 健康推進部国民健康保険課 電話 2998-9131				

様式第2号

発	言	者	審議の内容(審議経過・決定事項等)				
司会			13時30分、事務局の進行により開会				
会長			会長あいさつ				
司会			本日は、13名の出席があり会議は成立する。 「所沢市国民健康保険に関する規則」第4条第1項に基づき、 議事の進行を会長にお願いする。				
会長			議事進行を務める。議事の前に、事務局から説明はあるか。				
事務局			第2回協議会でいただいた税率改定案への質問や意見について、本日第3回で回答し、改めて税率改定案をお示しすると説明していたが、全員協議会、及びその後の各会派からの意見も踏まえた上で、第4回で説明するスケジュールに変更させていただく。 また、本日の協議会について、 ・議題1、議題2、議題3いずれも公開とすること・会議録の記録方法を要約方式とし、発言者の委員名は「委員」とのみ記載すること・会議録の確定は、会長の確認及び署名により行うこととしたいがいかがか。				
委員			一同承認				
会長			傍聴希望者はいるか。				
事務局			傍聴希望者は3名いる。 (傍聴希望者入室、次第及び資料1から資料6を配付)				
会長			傍聴人においては、発言すること、写真撮影、及び録音等は禁止されているので了解をお願いする。 それでは、議題1の令和5年度所沢市国民健康保険特別会計決 算の概要について事務局に説明を求める。				
事務局			資料1から資料4を用いて、令和5年度所沢市国民健康保険特別会計決算の概要について説明				
会長			質疑等はあるか。				
委員			資料4について、令和5年度は剰余金が約4億3千万円とあるが、今期はどの程度になるか予測は立てているか。				
事務局			令和6年度当初予算で運営費繰入金が約12億7千万円計上 されているので、令和5年度の剰余金4億3千万円から返還金等 を差し引き、残った分を12億7千万円と相殺したいと考えてい				

る。

委員

一般会計から回すということか。

事務局

一般会計からの運営費繰入金のため、剰余金として出た分で減らしていくという考えである。

委員

法定外繰入金の流用により、単年度収支が成り立つということであるが、今後は、法定外繰入金がほぼなくなる前提で財政運営が変わっていくと思う。

今年度もある程度法定外繰入金がないと回っていかないと思うが、方式の見直しが終わるまでは、法定外繰入金は、1億円位ずっと続くということか。

事務局

法定外繰入金は、県の運営方針では令和8年度に解消するよう 示されており、それに従い税率改定を行っていく必要があるが、 かなりの税率を引き上げることとなる。

令和8年度まで多少の時間があるので、急激な引き上げとならないように、ある程度の運営費繰入金を保険税の引き上げを抑えるためにどこまで使えるかということを財政課と調整したいと考えている。

会長

その他ご質問がないので、続いて、議題2の全員協議会における質疑概要について、事務局に説明を求める。

事務局

資料5を用いて、7月23日に開催された全員協議会における 市議会議員からの質疑及び回答内容について概要を説明

会長

質疑等はあるか。

委員

平成26年に税率改定について議会に提出した際、運営協議会での協議が十分でないという理由で否決されたということなのか。

事務局

運営協議会での議論が十分でなかったというのは、開催回数に 関する指摘であったと思われる。

答申をしてから、中1回の協議をして答申という形であったので、より時間をかけてゆっくりと議論した方がよかったのではないかということでのご意見があったものである。

委員

運営協議会での協議が不十分であったと誰が言っているのか。

事務局

どなたの指摘であったかは資料を持ち合わせていないのでわからないが、運営協議会の議論が不十分であったということだけが否決理由ではない。

運営協議会での協議の時間が足りなかったのではないか、議会に対しても説明不足であったのでないかというご意見であった。

委員

我々の協議が不十分であったと。

事務局

それが全てではないが、そのような意見もあったということである。

委員

議会への説明が不十分だったというのは、どのような点が不十分であったということか。

国民健康保険税に関しては複雑で議論をするのも難しいわけだが、そのような中でも運営協議会として結論を出したものを蹴られたわけで、蹴られた理由がしっかりしていないとまた蹴られるのではないか。

事務局

当時の運営協議会での協議が不十分であったということで心外だなと思われていることはよくわかるが、平成26年に否決された時の理由の一つであったということを把握していると全員協議会でお伝えしたもので、事務局として、運営協議会での審議が不十分であったとは思っていない。

国民健康保険の制度は難しく、簡単に分かるようなものではないと考えているので、分かりやすく説明をさせていただき、その上で、2方式でこういう税率でというのを決めていただいて、ご答申いただき、それに基づいた議案を提出させていただいたと理解している。

ご心外であったかもしれないが、事実として、そのようなお話があったということで、資料にはこのように書かせていただいた。ご理解いただきたい。

委員

中身はわからないが、理解してほしいということか。

事務局

全てをわかるのはなかなか難しいとは思うが、その中で、当時 こういうことですよというのを運営協議会で説明し、ご理解いた だいたと思っている。

議題3の中で説明するが、当時そのような意見が議会の中で出たということがあるので、大変お忙しい中お手数をおかけしているが、今年度は、これまでに2回ご説明の機会をいただき、説明を丁寧に十分に行い、慎重な審議をしていただくということで進めさせていただいている。

委員

保険料があがるということは確実で、議員にとって保険料を上げるというのは、市民の方から理解を得られるのか、あるいは選挙が直近であればどうなんだというのがあったと思う。なおかつ、当時はまだ先の話だから今決めなくてもいいということで否決されたと聞いているが、それから10年が経ち、ここで決めないとどうしようもないという状況になった。おそらく、改正案は10年前と大きく変わっていないのではないかと思う。

違ったら申し訳ないが、内容的には2方式にすれば、資産を持っているが働いていない方は、大幅に下がり、資産がなくて、一生懸命働いている人たちは大幅に上がることになる。資産があるかないかでどういう数字になるかはわかっていることで、ただそれをもうやらないと、ここまで来たらどうしようもない。

だから、ここで市議の方がどのようなことを言うかはともかく、国、県の意向に沿っていかなければいけないので、この会議では、ある程度それを容認するしかない。

10年前は、まだ早いという意見が出て、否決されたと聞いている。それ以降、市が考えると言ったもののほとんど出てこなかった。それであと何年かという直近になって改定案を提示してきたので、いつものことかなと申し訳ないが思っている。

ここで決めないとダメだと言われてしまうと、最終的には、国なり県の意見を飲まなければいけないのかなと思う。市独自でこれをやってしまうと、補助金をあげないとか、市のマイナスになってしまうので、この運営協議会はここまできてしまうと必要なくなってしまうのかなと内心は思っている時もある。

会長

ご意見として頂戴した。

その他ご質問がないので、続いて、議題3のその他について、 事務局に説明を求める。

事務局

資料6を用いて、国民健康保険税率の改定案については、運営協議会のご意見、全員協議会でのご意見、また全員協議会後に通知される各会派からのご意見を踏まえ、第4回運営協議会にて提示することを説明し、第4回協議会は8月29日(木)、第5回は10月16日(水)、第6回は11月20日(水)開催予定であることをお知らせ。

また、第2回協議会で意見があった平成26年に税率改正案が 議会で否決された経緯について説明。議題2の中で、答申まで中 1回と説明したが中2回であったと訂正。

会長

第4回協議会で新たな税率改定案が示される予定であるので、 税率改定に関しては継続審査とさせていただく。

議事については以上である。

職務代理

閉会のあいさつ

司会

以上で、令和6年度第3回国民健康保険運営協議会は閉会とする。

以上

令和6年度第3回 所沢市国民健康保険運営協議会出欠表

令和6年7月31日現在

4 主 🗸 八		ШЬ	L 夕
代表区分	推薦依頼先	出欠	氏 名
	所沢青色申告会	出	守 谷 友 宏
	いるま野農業協同組合	欠	越阪部 敦 子
被保険者代表	所沢市連合婦人会	欠	齋 藤 千 里
	所沢商工会議所	出	中 早苗
	公募	出	大久保 寛
	公募	欠	小 野 葉 子
		欠	齊藤秀行
保険医又は 保険薬剤師代表	所沢市医師会	欠	伊藤哲
		出	古敷谷 淳
		欠	廣瀬恒
	所沢市歯科医師会	出	下 山 賢一郎
	所沢市薬剤師会	出	安 達 秀 夫
	所沢商店街連合会	出	宇佐美 保 政
	所沢市民生委員・ 児童委員連合会	出	赤坂悦
八光仏書	連合埼玉 西部第四地域協議会	欠	栗屋克哉
公益代表	所沢市社会福祉協議会	出	本 橋 栄 三
	所沢市自治連合会	出	廣川隆通
	知識経験者	出	村 田 美智子
	全国健康保険協会 埼玉支部	欠	今 井 慎
被用者保険等 保険者代表	公立学校共済組合 埼玉支部	出	髙 橋 綾 子
	西武健康保険組合	出	荒 川 雄 三

任期 令和6年12月31日まで